

旧廿日市市清掃センター解体工事

発注仕様書

令和8年5月

廿日市市



# 目 次

第1章 総則.....	1
第1節 工事概要.....	1
1-1. 一般概要.....	1
1-2. 工事名.....	1
1-3. 工事場所.....	1
1-4. 工期.....	1
1-5. 解体対象施設.....	1
1-6. 敷地等の状況.....	2
1-7. 工事方針.....	3
1-8. 設計図書.....	4
第2節 工事主要目.....	4
2-1. 適用範囲.....	4
2-2. 解体対象施設の概要.....	4
2-3. 公害防止対策.....	13
第3節 設計施工方針.....	14
3-1. 本仕様書の記載事項.....	14
3-2. 疑義.....	14
3-3. 変更.....	15
第4節 契約不適合責任.....	15
4-1. 保証事項.....	15
4-2. 契約不適合責任期間.....	15
4-3. 契約適合検査.....	15
4-4. 契約適合検査要領書.....	16
4-5. 契約適合確認の基準.....	16
4-6. 契約不適合の改善・改修.....	16
第5節 施工立会検査.....	16
5-1. 施工立会検査.....	16
5-2. 使用機材等の確認.....	16
5-3. 完成（竣工）検査.....	16
第6節 引渡し.....	16
第7節 関係法令等の遵守.....	17
第2章 解体撤去工事仕様等.....	18
第1節 工事範囲.....	18
1-1. プラント設備類解体撤去工事.....	18
1-2. 土木建築類の解体撤去工事.....	18
1-3. 解体撤去工事に伴う分析、調査.....	18

1-4.	解体撤去工事に伴う付着物除去作業.....	19
1-5.	解体材の処理、運搬、処分.....	19
1-6.	解体対象施設のうち存置する個所の取扱いについて.....	19
1-7.	解体後の埋め戻し、整地、片付け清掃等.....	19
1-8.	施工計画及び現場管理等.....	20
1-9.	関係官公署の指導等.....	20
1-10.	循環型社会形成推進交付金制度への対応.....	20
1-11.	官公署等申請への協力.....	20
1-12.	復旧.....	21
1-13.	周辺住民への対応.....	21
1-14.	損害の賠償等.....	21
第2節	解体工事の実施について.....	21
2-1.	一般事項.....	21
2-2.	解体工法の決定.....	22
2-3.	安全衛生管理体制.....	22
2-4.	解体工事の施工.....	23
2-5.	環境調査.....	28
2-6.	汚染物及び解体廃材の処分.....	29
2-7.	その他の工事条件.....	30
第3節	提出図書.....	32
3-1.	工事実施時の提出書類.....	32
見積仕様書添付資料（参考）.....		
添付資料 1-1	位置図	
添付資料 1-2	全体配置図（参考）	
添付資料 2	施設配置図の変遷（参考）	
添付資料 3	解体範囲	
添付資料 4-1	ダイオキシン類 事前調査結果	
添付資料 4-2	アスベスト 事前調査結果	
添付資料 4-3	重金属類 事前調査結果	
添付資料 5	施設建設時の土質柱状図	
添付資料 6	現況写真	
添付資料 7	進入路擁壁工事写真	
添付資料 8	図面（参考）	

本仕様書は、廿日市市が計画する「旧廿日市市清掃センター解体工事」（以下「本工事」という。）に適用する。

## 第1章 総則

### 第1節 工事概要

#### 1-1. 一般概要

旧廿日市市清掃センター（以下、「本施設」という。）は、廿日市市（以下、「本市」という。）が所管している旧ごみ焼却施設（以下、「焼却施設」という。）及び旧粗大ごみ処理施設（以下、「粗大施設」という。）が一体化した一般廃棄物処理施設である。本工事は、環境省の循環型社会形成推進交付金制度を活用した事業として、敷地内に残存する建物及び機械設備、また、本施設から隣接するRDF製造施設（稼働停止済）へ可燃物を移送するコンベヤ等（以下、「RDF移送コンベヤ類」という。）の解体撤去を行うものである。

焼却施設内には焼却灰、集じん灰等の汚染物が堆積または付着残留しているため、解体にあたっては、飛散防止の対策をした上で、これら汚染物の除去及び除去した汚染物の処理・処分を適切に行い、加えてその取扱いや作業環境等の面でも特に注意が必要となる。本工事の設計及び施工に際しては、平成26年1月10日付け厚生労働省基発0110第1号「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱（改正）」（以下、「ばく露防止要綱」という。）の内容に添って、安全かつ適正に解体工事を実施すること。また、周辺環境に影響を与えないように工程面・施工面等において適切な配慮を行うこと。

#### 1-2. 工事名

旧廿日市市清掃センター解体工事

#### 1-3. 工事場所

広島県廿日市市宮内3860番地

#### 1-4. 工期

工事請負契約締結後から令和10年3月31日まで  
なお、本契約は令和8年9月末の予定である。

#### 1-5. 解体対象施設

解体対象施設である本施設の概要を表1に示す。

本施設は焼却施設と粗大施設が一体となっているが、本施設の建設工事は最初に焼却施設の建設工事が開始された後に、焼却施設に建屋を増設する形式で粗大ごみ施設が建設され、両施設が同時期に竣工したものである。したがって、添付資料8のうち、

焼却施設の竣工図面等に記載されている粗大施設の位置と形状については、参考図扱いで正確ではない。そのため、粗大施設の位置・形状等については、粗大施設の竣工図面等を参照すること。

表 1 対象施設の概要

項目	焼却施設	粗大施設
建設工事	昭和62年7月～平成2年3月	平成元年7月～平成2年3月
稼働開始年月	平成2年4月	平成2年4月
施設規模	95 t /16h (47.5t×2炉)	35 t /5h
処理方式	流動床焼却炉＋水噴射式ガス冷却＋電気集じん器	破碎・選別
建屋構造	RC+S造 煙突高さ：59m (独立煙突)	RC+S造
設計施工業者	(株)荏原製作所	(株)荏原製作所
稼働停止年月	平成16年3月/平成31年3月	平成31年3月
敷地面積	25,503m <sup>2</sup> (施設建設時)	
都市計画	市街化調整地域 (用途の指定なし)	

#### 1-6. 敷地等の状況

本施設の建設後、敷地を造成・拡張する形で隣接地に本市が管理する一般廃棄物最終処分場、リサイクルプラザ、RDF製造施設が建設されている。このうちリサイクルプラザ及びRDF製造施設は本施設と同じ敷地に設置されており、敷地中央の進入路を挟んで西側にRDF製造施設、東側にリサイクルプラザ及び本施設が設置されている。隣接する施設を含めた本施設周辺の現況は添付資料1-2に示すとおりである。

なお、RDF製造施設は稼働停止済であるが、リサイクルプラザは稼働中である。また、本施設のプラットフォームについては資源ごみ等の保管施設として使用しており、本施設の管理棟及び計量機(3台)を利用してリサイクルプラザへの搬入出車両についての計量事務を行っている。そのため、本施設においては、ごみ収集運搬車及び一般持込車両、施設職員の出入りがある。

隣接施設も含めた施設の稼働・整備等に関する変遷は表2に示すとおりである。

表2 施設の稼働・整備等に関する変遷

昭和62年7月	■焼却施設 建設工事開始
平成元年7月	■粗大施設 建設工事開始
平成2年4月	■焼却施設及び粗大施設 稼働開始 ・稼働後間もなくプラットホーム前面のスペースに屋根を増設した。
平成13年4月	■リサイクルプラザ 稼働開始 ・焼却施設に付属する既設洗車場2箇所を撤去し、そのうち自動洗車機部分(既設計量機2台に近接する部分)に3台目の計量機を増設した。
平成16年4月	■RDF製造施設 稼働開始 ・RDF製造施設の建設工事において、焼却施設に付属する既設車庫棟を撤去して敷地進入路を再整備(位置及び線形の変更と擁壁の設置)した。また、焼却施設及び粗大施設の工場棟からRDF製造施設工場棟へ可燃物を移送するためのRDF移送コンベヤ類を設置したほか、焼却施設及び粗大施設に以下の改造を実施した。 【焼却施設】 ごみホッパに投入した可燃ごみをRDF移送コンベヤ類へ搬送するためのコンベヤを設置した。 【粗大施設】 処理フローを見直し、アルミ選別機及び2台目の磁選機を設置した上で、可燃性の破碎選別残渣をRDF移送コンベヤ類へ搬送するコンベヤを設置した。 ■焼却施設 稼働停止(焼却処理を停止し、可燃ごみの受入は継続)
平成31年4月	■はつかいちエネルギーグリーンセンター 稼働開始 (廿日市市木材港南12-8に本市が新設したごみ焼却施設)  ■RDF製造施設 稼働停止 ■焼却施設での可燃ごみの受入停止 ■粗大施設 稼働停止 ・現在は焼却施設及び粗大施設のプラットホーム部分を保管施設として使用しており、既設計量機にて保管施設への搬入出の計量を行っている。また、本施設北側にRC製・CB製のヤードを整備しドラム缶等の保管に使用している。

※焼却施設の建設開始時においては、粗大施設はあくまで「建設予定」であったことから、焼却施設の図面類に示されている粗大施設関係の構造物は位置・寸法等は参考図であり、実施設計を反映した正確なものではない。そのため、施設配置図面を確認する際は留意が必要である。配置図付きの変遷を添付資料2に示すので参考とすること。

### 1-7. 工事方針

解体対象施設のプラント関連設備は全て撤去する。土木建築物については、「添付資料3 解体範囲図(参考)」に示す構造物を解体撤去するものとし、敷地の法面や水路等の既存施設や地盤等の健全性・安定性に影響を及ぼすと考えられる基礎杭等の地下構造物については存置する。

また、リサイクルプラザは本工事期間中であっても通常どおり稼働するため、本工事の施工に伴い、リサイクルプラザの安定稼働及び搬入出車両の動線・計量に支障を生じさせてはならない。

なお、本工事完成後、本市では解体撤去後の跡地にストックヤードの整備を計画していることから、地下部分の解体撤去後にピット等の空間となる部分は全て良質土で埋戻すこと。また、ストックヤード整備のため地質調査等を本工事期間中に実施する可能性がある。その場合は、本市と協議のうえ各種調査が滞りなく実施できるように協力すること。

## 1-8. 設計図書

本工事における建設工事請負契約約款（以下、「契約約款」という。）の第1条に定める設計図書については、次に掲げる書面により構成する。当該書面及び図面に齟齬がある場合の優先順位は、列挙された順序に従うものとする。ただし、施工計画書等の記載内容のうち、本仕様書の定める基準又は仕様の水準等を超える部分は、本仕様書と同位の順序にあるものとみなす。

### (1) 本仕様書（添付資料含む）

本仕様書の他、質問回答書を含む。

### (2) 施工提案書等

本工事の入札手続きにおいて受注者が本市へ提出する施工提案書等のこと。また、本市が実施する施工提案書の明瞭化作業において、受注者が本市へ回答した書面等を含む。

## 第2節 工事主要目

### 2-1. 適用範囲

本工事は本仕様書、添付資料及び関連法令・基準を遵守し解体撤去、整地を行うものである。なお、本工事は設計施工一括発注方式（性能発注）により実施するものであり、本仕様書（添付資料含む）を含む設計図書に明記されていない事項であっても、本工事を遂行するために必要な工事、測定、周辺環境への影響の低減、作業従事者のダイオキシン類及びアスベストのばく露防止、適正な廃棄物の処理など本工事の性質上、当然必要とされる全ての工事及び費用は、受注者の責任において全て負担すること。

### 2-2. 解体対象施設の概要

本工事に定める解体対象施設の概要は表3のとおりであり、表4に示す解体対象外施設・設備等を除き施設内のプラント設備、GL以下にある基礎・支持杭等の地下構造物も全て解体撤去すること。

施設内の主要プラント設備及び施設外にあるRDF移送コンベヤ類関係の設備は表5～7のとおりであるが、一部の機器においては施設竣工後の改造、機器更新、整備などで撤去済み、または現地の仕様と異なっている可能性がある。

表3 解体対象施設

施設等	構造等	建築面積	延床面積
焼却施設	RC+S造 地下1階/地上4階	1,385.61 m <sup>2</sup>	2,523.72 m <sup>2</sup>
粗大施設	RC+S造 地下1階/地上3階	571.67 m <sup>2</sup>	964.40 m <sup>2</sup>
煙突	外筒RC造、内筒鋼板製 GL+59m	—	—
計量機棟	S造	61.47 m <sup>2</sup>	—
増設屋根	S造	約110 m <sup>2</sup>	—
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重油タンク（内部洗浄及び砂入れ、マンホールモルタル打ち済）</li> <li>・浄化槽（既設の単独浄化槽を撤去し合併浄化槽が設置されている）</li> <li>・RDF移送コンベヤ類</li> </ul>		

表4 解体対象外施設・設備等（存置物）

解体対象外施設・設備等	備考
敷地内外構設備	・アスファルト舗装、雨水集排水設備、植栽等
リサイクルプラザ用計量機	<ul style="list-style-type: none"> <li>・操作ポスト等その他付属品を含む</li> <li>・本工事中はリサイクルプラザ用計量機として利用するので留意すること</li> </ul>
敷地北側ストックヤード	・物置も含む
煙突地中基礎	・杭基礎32本含む
支持杭（RDF移送コンベヤ）	・RDF製造施設側4本及び本施設側5本
支持杭（計量機ピット）	・南側の2本
支持杭（粗大施設の一部）	・北東側のプラットホーム及び柱を支持する5本
支持杭（増設屋根部分）	・資料が残っておらず支持杭の有無は不明であるが、解体工事により支持杭が確認できた場合は存置する。

表5 焼却施設 プラント設備類

設備構成	プラント機器、その他		
受入供給設備	ごみ計量機	最大秤量：20t 車載台寸法：6.5m×2.7	2基
	ごみ投入扉	鋼板製観音式 主要寸法：幅3m×高さ5m 駆動方式：油圧式	3基
	ダンピングボックス	鋼板製 主要寸法：幅2.5m×長さ2.5m×深さ0.5m 駆動方式：油圧式	1基
	ごみクレーン	グラブバケット付天井走行クレーン 定格荷重：1.2t バケット：自重1.75t/掘み量3m <sup>3</sup>	2基
	プラットホーム	寸法：15m×17m	1式
	ごみピット	寸法：幅17.0m×奥行7.2m×深さ6.0m 容量：700m <sup>3</sup>	1式
	燃焼設備	ごみ投入ホッパ	鋼板製角型 主要寸法：3m×4m (10m <sup>3</sup> )
給じん装置		特殊2連スクリー式 能力最大：4.16t/h 駆動電動機：15kW	1基
燃焼装置 (炉本体)		准連続燃焼式 旋回流型流動床焼却炉 主要寸法：幅7.0m×奥行5.0m×高さ9.7m 炉床寸法：3.0m×2.4m (7.2m <sup>2</sup> ) 燃焼室有効容積：約76m <sup>3</sup>	2基
助燃装置 (バーナ)		圧力空気噴霧式 容量：400L/h/基	2基
助燃装置 (重油ポンプ)		ギヤポンプ 口径：20mm/吐出量：1200L/h/基 所用電動機：0.4kW	2基
助燃装置 (アトマイズ用ブロウ)		ターボブロウ 風量：6m <sup>3</sup> /m/基 所用電動機：2.2kW	2基
助燃装置 (重油タンク)		屋外地下タンク 寸法：φ1.6m×長さ6m (10kL)	1基
助燃装置 (燃焼用空気ファン)		電動機直結ターボ型 風量：93m <sup>3</sup> /m 所用電動機：15kW	2基
不燃物排出装置 (不燃物取出コンベヤ)		ジャケット付スクリーコンベヤ 能力：5,000kg/h 駆動電動機：2.2kW	2基
砂分級装置 (不燃物振動篩)		バランス式振動篩 能力：5,000kg/h 駆動電動機：1.6kW×2台	2基
砂循環エレベータ		連続循環方式 (バケットエレベータ) 能力：5,000kg/h 駆動電動機：1.5kW	2基
砂投入弁		空気作動弁	2基
砂貯留槽		角型鋼板製 容量：10m <sup>3</sup>	2基
燃焼ガス冷却設備		ガス冷却室	円筒形・鋼板囲い 水噴射式完全蒸発型 内部材質：耐熱・耐水・耐酸キャストブル
	噴射ノズル	高圧噴霧リターン脱着自在式 12本/炉	24本
	噴射水加圧ポンプ	横軸・電動機直結型多段渦巻ポンプ 口径：40mm/吐出量：9.6m <sup>3</sup> /h 所用電動機：15kW	3基
	ノズル冷却ファン	ターボファン 風量：20m <sup>3</sup> /m 所用電動機：1.5kW	2基

設備構成	プラント機器、その他		
排ガス処理設備	電気集じん器	乾式屋内用 集じん極板面積：約 900m <sup>2</sup> /基 ダスト搬出装置：フライン CV/スクリーン CV/ロータリーハブ <sup>※</sup>	2 基
	有毒ガス除去設備	乾式除去方式 消石灰サイロ 30m <sup>3</sup> 1 基 消石灰定量供給機 0.75kW 2 基 圧送ブロワ 7.5kW 2 基	1 式
給排水設備	生活用受水槽（範囲外）	RC タンク 容量：80m <sup>3</sup>	1 基
	生活用水高架水槽	丸形 FRP タンク 主要寸法：φ 1.7m×高さ 1.8m (3m <sup>3</sup> )	1 基
	プラント用水受水槽	鉄筋コンクリート槽（地下式） 主要寸法：幅 5m×長さ 6m×深さ 4.3m (約 120m <sup>3</sup> )	1 基
	プラント用水高架水槽	角形 FRP タンク 主要寸法：幅 2m×長さ 4.5m×高さ 2m (約 13m <sup>3</sup> )	1 基
	ガス冷却水槽（噴射水槽）	鉄筋コンクリート槽（地下式） 容量：約 45m <sup>3</sup>	1 基
	生活用水揚水ポンプ	横型渦巻ポンプ 口径：32mm/吐出量：0.25m <sup>3</sup> /h 所要電動機：3.7kW	2 基
	プラント用水揚水ポンプ	横型渦巻ポンプ 口径：65mm/吐出量：0.5m <sup>3</sup> /h 所要電動機：5.5kW	2 基
	消火栓ポンプ	横型渦巻ポンプ 口径：65mm/吐出量：0.45m <sup>3</sup> /h 所要電動機：7.5kW	1 基
	井戸ポンプ	井戸用水中ポンプ 口径：32mm/吐出量：0.03m <sup>3</sup> /h 所要電動機：1.1kW	2 基
	排水処理設備	汚水貯留槽	鉄筋コンクリート槽（地下式） 主要寸法：幅 2m×長さ 5m×深さ 1m (約 10m <sup>3</sup> )
汚水移送ポンプ		水中汚水汚物ポンプ 口径：50mm/吐出量：6m <sup>3</sup> /h 所要電動機：1.5kW	2 基
ピット汚水ろ過機		自動洗浄スクリーン 電動機：0.1kW	1 基
ろ液貯留槽		FRP 製タンク 主要寸法：φ 2m×高さ 2m (5m <sup>3</sup> )	1 基
ろ液噴霧ポンプ		スネークポンプ 口径：32mm/吐出量：最大 0.02m <sup>3</sup> /h 所要電動機：0.75kW	2 基
ろ液噴霧器		二流体噴霧方式 噴霧量：最大 20L/m	2 基
汚水受槽		鉄筋コンクリート造 主要寸法：幅 2m×長さ 3.7m×深さ 2m (約 12m <sup>3</sup> )	1 基
流量調整槽		鋼板製角型 V ノッチ式 主要寸法：幅 0.4m×長さ 1m×深さ 0.45m	1 基
薬品混合槽		角型二連槽機械攪拌式 主要寸法：幅 1m×長さ 0.8m×高さ 1.5m 容量：反応槽 0.4m <sup>3</sup> /凝集槽 0.2m <sup>3</sup>	1 基
凝集沈殿槽		豎型円筒 主要寸法：φ 1.1m×高さ 2m (約 1.4m <sup>3</sup> )	1 基
処理水槽		鉄筋コンクリート防水構造 主要寸法：幅 2m×長さ 1m×深さ 1m (約 1.5m <sup>3</sup> )	1 基
薬品貯槽		角型三連槽 容量：0.2m <sup>3</sup> /0.2m <sup>3</sup> /0.4m <sup>3</sup>	1 基
汚水ポンプ		水中ポンプ 口径：50mm/吐出量：最大 0.04m <sup>3</sup> /h 所要電動機：0.4kW	1 基

設備構成	プラント機器、その他		
排水処理設備	薬注ポンプ	ダイヤフラムポンプ 吐出量：最大 280cc/m 所要電動機：0.1kW 凝集剤（硫酸アルミ） 1 基 PH調整剤（苛性ソーダ） 1 基 高分子凝集剤 1 基	1 式
	処理水ポンプ	水中汚水ポンプ 口径：50mm／吐出量：5m <sup>3</sup> /h 所要電動機：0.4kW	1 基
	合併処理浄化槽	※施設建設時の単独処理浄化槽を撤去したのち、合併処理浄化槽が設置されている。	1 基
余熱利用設備	温水発生器	水冷スクリュウ軸水強制循環式 温水循環量：約 3.3m <sup>3</sup> /h 寸法：φ約 0.7m×長さ約 5.2m	2 基
	温水循環ポンプ	ラインポンプ 口径：40mm／吐出量：200L/m 所要電動機：2.2kW	3 基
	温水循環タンク	FRP 製円筒形（中仕切付） 容量：6m <sup>3</sup>	1 基
	予備ボイラ	温水ボイラ 能力 80,000kcal/h 電動機：給水ポンプ 2.2kW／ バーナファン 1.5kW／油ポンプ 0.4kW	1 基
	暖房用温水供給ポンプ	ラインポンプ 口径：32mm／吐出量：150L/m 所要電動機：1.5kW	2 基
	貯湯槽	プレクリート堅型円筒形熱交換器内蔵型 容量：2m <sup>3</sup>	1 基
	給湯用温水供給ポンプ	ラインポンプ 口径：40mm／吐出量：190L/m 所要電動機：1.5kW	2 基
	給湯用温水循環ポンプ	ラインポンプ 口径：32mm／吐出量：20L/m 所要電動機：0.25kW	2 基
	プラント用冷却塔	カウンタフロー式 熱交換能力：100,000 kcal/h	1 基
	温水冷却器	プレート式 熱交換能力：100,000 kcal/h	1 基
	プラント用冷却塔ポンプ	ラインポンプ 口径：50mm／吐出量：300L/m 所要電動機：0.25kW	1 基
	通風設備	押込送風機	電動機直結ターボブロワ 風量：161m <sup>3</sup> /m 所用電動機：90kW
二次押込送風機		電動機直結ターボブロワ 風量：147m <sup>3</sup> /m 所用電動機：18.5kW	2 基
空気予熱器		鋼板密閉構造ガス式空気予熱器 伝熱面積：約 104m <sup>2</sup>	2 基
風道・煙道		鋼板溶接構造	1 式
誘引送風機		電動機直結ターボブロワ 風量：491m <sup>3</sup> /m 所用電動機：90kW	2 基
煙突		外筒鉄筋コンクリート造 内筒鋼板製 高さ：GL+59m 頂部口径：φ0.95m×2 塔	1 基 (内筒 2)
灰出設備	不燃物搬送コンベヤ	エプロンコンベヤ 寸法：長さ約 22m×幅 0.5m 駆動電動機：2.2kW	1 基

設備構成	プラント機器、その他		
灰出設備	磁選機	ドラム式磁選機 電動機：0.4kW	1基
	不燃物バンカ・鉄バンカ	角型鋼板製中仕切型（モータ・シリンダ付） 寸法：長さ3.4m(脚部)+2.5m×幅2m×高さ3.3m 容量：各6m <sup>3</sup>	各1基
	No.1 ダスト搬送コンベヤ	チェーンコンベヤ 寸法：長さ15m×幅0.5m 駆動電動機：2.2kW	1基
	No.2 ダスト搬送コンベヤ	バケットエレベータ 寸法：高さ約20m 駆動電動機：2.2kW	1基
	ダストバンカ	角型鋼板製 容量：約12m <sup>3</sup>	1基
	灰固化装置	パン造粒式 セメントバンカ12m <sup>3</sup> 1基 定量供給機0.75kW、1.5kW 2基 混練機7.5kW 1基 造粒機0.75kW/1.5kW 1基 セメントバンカ用バグフィルタ 1基 ダストバンカ用バグフィルタ 1基 加湿水タンク1.0m <sup>3</sup> 1基 加湿水ポンプ0.4kW 1基 バイパス用ダスト加湿機 1基	1式
	固化物バンカ	鋼板製角形2連式 容量：6.5m <sup>3</sup> ×2	1基
電気設備	受変電設備	高压引込盤 1面 高压受電盤 1面 高压配電盤 3面 変圧器 3台（440V 動力/220V 動力/照明計装） 高压進相コンデンサー 2台	1式
	配電盤	低压動力主幹盤 2面（440V 用/220V 用） 低压動力盤 6面（プラント動力用）	1式
	制御盤	EP 制御盤 2面 中央監視操作盤 ごみクレーン制御盤 1面 現場操作盤 10面 排水処理制御盤 1面 灰固化装置制御盤 1面 助燃操作盤 2面 脱臭装置制御盤 1面 薬液噴霧装置制御盤 1面 消火栓ポンプ制御盤 1面	1式
	照明分電盤		1式
その他設備	非常用発電設備	ディーゼル発電機（原動機・制御盤一体型） 発電出力：70kVA	1式
雑設備	脱臭設備	活性炭吸着脱臭方式 活性炭充填量：2m <sup>3</sup>	1式
	真空掃除機	バグフィルタ方式 ろ過面積：約1.6m <sup>2</sup> 所用電動機：3.7kW	1式
	薬液噴霧装置		1式
	プラント用空気圧縮機	スクリュウ式圧縮機 吐出量：3.16Nm <sup>3</sup> /m 電動機：22kW	1基
	計装用空気圧縮機	1段圧縮自動アンローダ式 吐出量：0.58Nm <sup>3</sup> /m 電動機：5.5kW	1基
	消火設備		1式

設備構成	プラント機器、その他		
搬送設備 ※RDF 製造施設整備に伴う改造・新設設備	A 系 No. 1 破袋物移送コンベヤ	2 連スクリーンコンベヤ 主要寸法：幅約 1.3m×長さ約 4.6m 電動機：15kW	1 基
	B 系 No. 1 破袋物移送コンベヤ	2 連スクリーンコンベヤ 主要寸法：幅約 1.3m×長さ約 4.8m 電動機：15kW	1 基
	A 系 No. 2 破袋物移送コンベヤ(1)	ベルトコンベヤ 主要寸法：ベルト 0.75m×長さ約 13m 電動機：3.7kW	1 基
	A 系 No. 2 破袋物移送コンベヤ(2)	ベルトコンベヤ 主要寸法：ベルト 0.75m×長さ約 3.5m 電動機：1.5kW	1 基
	A 系 No. 2 破袋物移送コンベヤ(3)	ベルトコンベヤ 主要寸法：ベルト 0.75m×長さ約 16.2m 電動機：3.7kW	1 基
	B 系 No. 2 破袋物移送コンベヤ	ベルトコンベヤ 主要寸法：ベルト 0.75m×長さ約 17.4m 電動機：3.7kW	1 基

表6 粗大施設 プラント設備類

設備構成	プラント機器、その他		
受入供給設備	プラットフォーム	主要寸法：幅7m×長さ15m	1式
	受入ホッパ	鋼板製 主要寸法：幅7m×長さ15m×高さ3m (25m <sup>3</sup> )	1式
	供給コンベヤ	エプロンコンベヤ 機幅：1.2m/水平機長：13m/揚程6m 電動機出力：7.5kW	1式
	ダンピングボックス	鋼板製 主要寸法：幅3m×長さ4m×高さ0.6m	1基
	前処理用破砕物ストックヤード	形鋼及び鋼板製 主要寸法：幅3m×長さ4m×高さ0.6m (約7m <sup>3</sup> )	1基
破砕設備	切断機	油圧切断式 ホッパ寸法：幅1.5m×長さ2.5m×高さ0.8m	1基
	破砕機	堅型乾式回転破砕機 本体寸法：幅2.25m×長さ3.6m×高さ2.4m 投入口寸法：幅1.15m×高さ1.6m ハンマー数：32枚 電動機出力：190kW	1基
搬送設備	搬出コンベヤ (1)	ベルトコンベヤ 寸法：幅0.9m×長さ13.82m 電動機：3.7kW	1基
	搬出コンベヤ (2) (ごみピット投入用)	ベルトコンベヤ 寸法：幅0.9m×長さ5.94m 電動機：2.2kW	1基
	破砕物搬送コンベヤ (1)	ベルトコンベヤ 寸法：幅0.75m×長さ20.6m 電動機：3.7kW	1基
	破砕物搬送コンベヤ (2) ※RDF製造施設整備に伴う改造により撤去済	ベルトコンベヤ 寸法：幅0.5m×長さ4.7m 電動機：1.5kW	1基
	破砕物搬送コンベヤ (3) ※RDF製造施設整備に伴う改造により撤去済	ベルトコンベヤ 寸法：幅0.5m×長さ6.65m 電動機：1.5kW	1基
	搬出装置	ホイスト吊り上げ式 吊り上げ荷重：1.5t	1基
	破砕不燃物搬送コンベヤ (2) ※RDF製造施設整備に伴う改造・新設設備	ベルトコンベヤ 主要寸法：ベルト幅0.75m×水平機長約4.9m 電動機：2.2kW	1基
	No1粗大ごみ破砕物移送コンベヤ ※RDF製造施設整備に伴う改造・新設設備	ベルトコンベヤ 主要寸法：ベルト幅0.6m×水平機長9.35m 電動機：1.5kW	1基
	不燃物戻しコンベヤ ※RDF製造施設整備に伴う改造・新設設備		1基
選別設備	磁力選別機 (現：No.3磁選機)	電磁ドラム式 本体寸法：幅0.85m×径0.8m 駆動モータ出力：1.5kW	1基
	トロンメル ※RDF製造施設整備に伴う改造により撤去済	傾斜トロンメル 本体寸法：幅4.5m×径1.5m 電動機出力：3.7kW	1基
	No.4磁選機 ※RDF製造施設整備に伴う改造・新設設備		1基
	No.2アルミ選別機 ※RDF製造施設整備に伴う改造・新設設備		1基

設備構成	プラント機器、その他		
搬出設備	鉄貯留ホッパ	角形バンカ 本体寸法：幅 2.25m×長さ 2.5m×高さ 3.175m	1 基
	不燃物貯留ホッパ (現：アルミ貯留ホッパ)	角形バンカ 本体寸法：幅 2.25m×長さ 2.5m×高さ 3.175m	1 基
集塵設備	サイクロン	単胴式 寸法：φ 1.75m	1 基
	バグフィルタ	高圧エア逆洗式 ろ過面積：160m <sup>2</sup>	1 基
	排風機	片吸込スリーエース 電動機 37kW	1 基
	排気筒	鋼板製 寸法：幅 0.9m×長さ 0.9m×高さ 2.25m	1 基
	真空掃除機	バグフィルタ付据置式 ろ過面積：3m <sup>2</sup> 所用電動機：7.5kW	1 基
電気設備	受変電設備	焼却施設高圧配電盤より受電	1 式
	非常用電源設備	バッテリー内蔵形保安灯	1 式
	動力制御盤		1 式
	中央監視操作盤		1 式
	現場操作盤		1 式

表7 RDF移送コンベヤ関連（工場棟外）の設備類

プラント機器、その他		
A 系 No. 3 破袋物移送コンベヤ	ベルトコンベヤ 主要寸法：ベルト幅 0.75m×水平機長約 58m 電動機：5.5kW	1 基
B 系 No. 3 破袋物移送コンベヤ	ベルトコンベヤ 主要寸法：ベルト幅 0.75m×水平機長約 59m 電動機：5.5kW	1 基
No. 2 粗大ごみ破砕物移送コンベヤ	エプロンコンベヤ 機幅：1.4m／水平機長：13m／揚程 6m 電動機出力：2.2kW	1 基
No. 3 粗大ごみ破砕物移送コンベヤ	ベルトコンベヤ 主要寸法：ベルト幅 0.6m×水平機長約 54m 電動機：3.7kW	1 基
落じん返送コンベヤ	パイプコンベヤ 主要寸法：幅 0.25m×高さ約 9m 電動機：1.5kW	1 基

## 2-3. 公害防止対策

### (1) 騒音・振動

本工事の施工時に発生する騒音、振動について、施工にあたっては周辺環境保持に十分配慮すること。また、本工事のうち特定建設作業に相当する作業を行う際は、表8及び表9に示す基準を満たすこと。本工事で使用する重機類等は、低騒音・低排出ガス対策型にするよう努めること。

表 8 敷地境界騒音に係る環境保全目標値

規制種別	特定建設作業	適用除外
作業時間	午後7時から翌日午前7時まで行われないこと	-
基準値	85dB(A)以下	①②③④
1日の作業時間長	10時間を超えないこと	①②
作業期間	連続して6日を超えないこと	①②
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	①②③④⑤

- ①災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- ②人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
- ③鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
- ④道路法による占用許可(協議)又は道路交通法による使用許可(協議)に条件が付された場合
- ⑤変電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合

表 9 敷地境界振動に係る環境保全目標値

規制種別	特定建設作業	適用除外
作業時間	午後7時から翌日午前7時まで行われないこと	-
基準値	75dB以下	①②③④
1日の作業時間長	10時間を超えないこと	①②
作業期間	連続して6日間を超えないこと	①②
作業日	日曜日その他の休日に行われないこと	①②③④⑤

- ①災害その他非常事態の発生により緊急に行う必要がある場合
- ②人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
- ③鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
- ④道路法による占用許可(協議)又は道路交通法による使用許可(協議)に条件が付された場合
- ⑤変電所の変更工事で作業従事者の生命・身体の安全確保のため必要な場合

### (2) 粉じん対策

本工事に伴う粉じん飛散による周辺環境への影響を防止するため、作業場所を散水、粉じん飛散防止処理剤等により常に湿潤状態に保つこと。また、必要に応じて作業区域を隙間なくシート等で養生し、周辺への飛散または散乱等の防止を図ること。

### (3) 水質対策

除染工事等で発生した排水は、循環利用または産業廃棄物として適正に処理を行い、場外排水しないこと。雨水や湧水等については、濁水処理を行い既存の排水路へ放流すること。

#### (4) アスベスト対策

受注者は、「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について」（環水大大発第2111301号、令和2年11月30日）に基づき、解体対象施設の工作物に石綿含有建材が使用されていないかを確認するための調査（事前調査）を行い、作業開始前に書面で本市へ説明するとともに、石綿事前調査結果報告システムにより所轄労働基準監督署等にオンライン報告すること。

また、石綿障害予防規則（以下、「石綿則」という。）等の関連法令を遵守し、作業の安全確保及びアスベストの飛散防止として湿潤化及び隔離養生等の対策を行うこと。石綿対策等を盛り込んだ作業計画を策定し、関係官公庁に届出等をするとともに、この計画に従って施工すること。

#### (5) ダイオキシン類対策

本工事の施工にあたっては、ばく露防止対策要綱等の関連法令を遵守すること。事前調査に基づきダイオキシン類へのばく露防止に努めること。管理区域ごとに密閉養生を施し、排気装置等により負圧化を行い、作業環境を保全すること。ばいじん等の飛散防止のための湿潤化、除去するための高圧洗浄等の水を使用する場合は、周囲への流出を防止するための措置を講じたうえで、排水は適切に処理すること。また、工事計画等を策定し、関係官公庁に届出等をするとともに、関連法令等に基づいた方法で施工すること。

### 第3節 設計施工方針

#### 3-1. 本仕様書の記載事項

- (1) 本仕様書は、本工事の基本的内容について定めるものであり、関係法令を遵守し、これを上回って設計、施工することを妨げるものではない。
- (2) 本工事は設計施工一括発注方式（性能発注方式）による工事であるため、受注者は本仕様書及び添付資料の図面等に明記されていない事項であっても、本工事の目的達成のために必要な工事及びその費用、並びに工事の性質上当然必要とされる全ての工事及びその費用について、受注者が全て負担すること。この場合、変更・追加に伴う請負金額の増減は行わない。
- (3) 本仕様書（添付資料含む）の図・表等で「(案)」または「(参考)」と記載されるものは、基本的内容について定めるものである。また、図中に記載する位置・距離関係については、受注者で確認し、補足・完備すること。

#### 3-2. 疑義

受注者は本仕様書又は工事施工中に不備や疑義が生じた場合には本市に照会し、本市の指示に従い、その内容を十分に了解したうえで施工すること。

### 3-3. 変更

- (1) 本工事は、本仕様書及び本市が承諾した施工承諾図書等に基づいて行うこと。ただし、本仕様書の条件に対して変更を必要とする場合は、本市と協議のうえ承諾を得て変更できるものとする。なお、基本的事項となるもの、技術上必要と認められるものについては、受注者の責任において処置すること。いずれの場合も受注者の責任において費用を負担し、実施すること。
- (2) 本工事の施工に際して土壌汚染等の不測の事態が発見された場合は、受注者は速やかに本市へ報告するものとし、その対応について本市と協議すること。
- (3) その他、本工事の施工にあたっての変更に関しては、本市の定める契約約款によるものとする。

## 第4節 契約不適合責任

受注者は、工事に関して契約の内容に適合しない場合、その不適合を担保すべき責任（以下、「契約不適合責任」という。）を有する。受注者は、この責任に基づき、不適合に対して受注者の負担にて速やかに改善または修補を行わなければならない。契約不適合の改善等に関しては、契約不適合責任期間を定め、この期間内に疑義が発生した場合、本市は受注者に対し契約不適合の改善を要求できる。契約不適合責任の有無については、適時契約適合検査を行いその結果を基に判定する。

### 4-1. 保証事項

- (1) ばく露防止要綱、関係法令、規則、諸通達を遵守し、安全かつ適正な解体工事を受注者の責任において実施すること。
- (2) 「第1章 2-3. 公害防止対策」を遵守すること。
- (3) 関係法令を遵守すること。
- (4) 搬出する廃棄物及び有価物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という。）等の各種法令を遵守し処分すること。
- (5) その他本仕様書に明記されている事項を遵守すること。

### 4-2. 契約不適合責任期間

- (1) 施工の契約不適合責任期間として、引渡し後2年間とする。
- (2) 故意または重大な過失により生じた契約不適合は、契約不適合責任期間を引渡しから10年間もしくは契約不適合を確認したときから5年間のいずれか短い期間とする。

### 4-3. 契約適合検査

本市は疑義が生じた場合は、受注者に対し契約適合検査を行わせることができるものとする。受注者は本市と協議した上で、契約適合検査を実施しその結果を報告すること。契約適合検査にかかる費用は受注者の負担とする。契約適合検査による適合判定は、

契約適合検査要領書により行うものとする。本検査で契約不適合と認められる部分については受注者の責任において改善すること。

#### 4-4. 契約適合検査要領書

受注者は、あらかじめ「契約適合検査要領書」を本市に提出すること。

#### 4-5. 契約適合確認の基準

- (1) 契約不適合責任期間における、契約適合確認の基本的考え方は、次のとおりとする。
  - ① 安全衛生上支障がある事態が発生した場合
  - ② 設計上、構造上・施工上の欠陥が発見された場合
- (2) 契約不適合責任期間において、個々の判定基準については協議により決定とする。

#### 4-6. 契約不適合の改善・改修

- (1) 契約不適合責任期間中に生じた契約不適合責任は、本市の指定する時期に受注者が無償で改善すること。改善にあたっては改善要領書を提出し、確認を受けること。
- (2) 契約不適合責任期間中の適合判定に要する経費は受注者の負担とする。また、契約不適合が改善しなかったことで発生した費用も受注者の負担とする。

### 第5節 施工立会検査

本工事の検査は、次のとおり行うこと。

#### 5-1. 施工立会検査

受注者は、解体工事の進捗状況に応じて、工程の区切りごとに本市の立会検査を受けること。また、施工後に確認が不可能となる施工箇所については、その時点で立会検査を受けること。分析対象試料の採取の場合にも本市の立会検査を受けること。なお、施工立会検査時に必要な資材、機材等は受注者の負担とする。

#### 5-2. 使用機材等の確認

本市が使用機材などの確認が必要と認める場合、受注者は、確認のために必要な資料の提出及び処置につき本市の指示に従うこと。

#### 5-3. 完成（竣工）検査

本工事が全て完了した後、本市立会検査のうえ、完成（竣工）検査を行うこと。

完成（竣工）検査後、手直し、補修等の指示があるときは、受注者は、関係者協議のうえ、工期内の検査員の指定する期日までに遅滞なく是正し、完成（竣工）させること。

### 第6節 引渡し

工事竣工後、引渡しすること。

工事竣工とは、「第2章 第1節 工事範囲」に記載された範囲の工事を全て完了し、また竣工図書も完納し、「第1章 5-2. 完成（竣工）検査」による完成（竣工）検査により所定の品質が確認された時点とする。

## 第7節 関係法令等の遵守

本工事の設計施工にあたっては、次に示す関連する法令・規則・基準等（以下「関係法令等」という。）を遵守しなくてはならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 環境基本法及び関係諸法令
- (3) 労働安全衛生法及び関係諸法令
- (4) 建築基準法及び関係諸法令
- (5) 消防法及び関係諸法令
- (6) 大気汚染防止法
- (7) 水質汚濁防止法
- (8) 騒音規制法
- (9) 振動規制法
- (10) 悪臭防止法
- (11) 電気事業法
- (12) 航空法
- (13) 建設業法
- (14) 労働基準法
- (15) 広島県条例・規則
- (16) 廿日市市条例・規則
- (17) ダイオキシン類対策特別措置法
- (18) 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱
- (19) 作業環境測定法
- (20) 石綿障害予防規則
- (21) 建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
- (22) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- (23) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
- (24) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- (25) 資源の有効な利用の促進に関する法律
- (26) 土壌汚染対策法
- (27) 廃棄物焼却施設解体作業マニュアル
- (28) 非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針
- (29) 石綿含有廃棄物等処理マニュアル
- (30) 低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン
- (31) 既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン
- (32) その他関係する法令、要綱、基準、指針等

## 第2章 解体撤去工事仕様等

### 第1節 工事範囲

本工事に定める解体工事範囲は次のとおりとする。

工事範囲は添付資料3及び「第1章 2-2. 解体対象施設の概要」を参照するものとし、工事範囲全てのプラント設備類及び一部を除く土木建築類、並びにRDF移送コンベヤ類の解体撤去工事とする。土木建築類の地下部分（杭・基礎含む）については、添付資料3に示す解体対象外部分を除く工事範囲内の全てを解体撤去すること。敷地内外構設備については解体対象外とし、解体工事により破損した場合は原状復帰すること。

なお、本工事に伴う形質変更の範囲は3,000m<sup>2</sup>未満とする計画である。

#### 1-1. プラント設備類解体撤去工事

##### (1) 焼却施設

受入供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、余熱利用設備、排ガス処理設備、給水設備、排水処理設備、通風設備、灰出設備、電気設備、計装設備、その他設備及びRDF移送コンベヤ類の解体撤去工事一式とする。

##### (2) 粗大施設

受入供給設備、破碎設備、選別設備、排出設備、集じん設備、搬出設備、電気設備、計装設備、その他設備及びRDF移送コンベヤ類の解体撤去工事一式とする。

##### (3) RDF 移送コンベヤ類

本施設の屋外に設置されているRDF移送コンベヤ類の解体撤去工事一式とする。なお、RDF製造施設側はRDF製造施設工場棟の壁面を工事境界とし、工事後に開口部分となる箇所は錆止めを施した鋼板等で塞ぐなど雨仕舞いすること。配管・ケーブル類は壁際で切断し、それぞれキャップ止め・テープ止めを行うこと。

#### 1-2. 土木建築類の解体撤去工事

##### (1) 焼却施設

工場棟、煙突、管理棟、建築機械設備、建築電気設備、機械基礎の解体撤去工事一式とする。

##### (2) 粗大施設

工場棟、建築機械設備、建築電気設備、機械基礎の解体撤去工事一式とする。

#### 1-3. 解体撤去工事に伴う分析、調査

ばく露防止要綱の内容に添った解体対象施設のダイオキシン類汚染物測定、空気中のダイオキシン類の測定、周辺環境等の調査等一式とする。また、石綿事前調査、PCB含有製品の有無確認調査、フロン類使用製品の有無確認調査についても実施すること。

なお、分析・調査にあたっては、公定法にて計量証明事業所で実施することとし、ダ

イオシンの分析においては計量法特定計量証明事業者（MLAP）の認定と登録を受けた事業所で分析すること。

#### 1-4. 解体撤去工事に伴う付着物除去作業

ばく露防止要綱の内容に添ったダイオキシン類汚染物除去作業工事一式とする。

#### 1-5. 解体材の処理、運搬、処分

解体工事及び付着物除去作業により生じた汚染物、排水、耐火物、コンクリート、鉄骨鉄筋、機械類、建具類、配管類、アスベスト類、配線材、その他解体廃棄物を廃棄物処理法に従い、一般廃棄物、産業廃棄物、特別管理産業廃棄物等、種類毎に分別して適正に処理・処分・再資源化するものとする。また、施設内に残留するごみ類、灰類、廃油、廃液、廃酸・廃アルカリ、排水等は全て取り出し、適正に処理・処分すること。残灰や付着物は解体工事に伴って発生する廃棄物とし、産業廃棄物または特別管理産業廃棄物として適正に処理・処分すること。解体対象施設の水槽類での貯留水は付着物除去作業の際に発生した排水と同等のものとして取り扱うこと。

付着物除去作業で除去された解体廃棄物及び除去する必要のない解体廃棄物は廃棄物処理法に従い、産業廃棄物、特別管理廃棄物等の種類毎に分別して排出し、処分すること。

除去されたダイオキシン類を含む汚染物の処分は、原則として搬出前にキレート等による安定化処理を行った後、ドラム缶等の容器に密封し、管理型最終処分場へ運搬し、埋立処分などの方法とする。また、場外へ搬出する前には本章第2節に示す分析を行うものとする。前処理及び搬出するまでの間、一時保管するような場合には、飛散防止のため容器等に密封した上で保管するものとする。

付着物除去作業の際発生する排水についても、後述する排水処理後の処理水と同様に所定の分析測定を実施し、産業廃棄物として分析結果を踏まえて適正に処分すること。

#### 1-6. 解体対象施設のうち存置する個所の取扱いについて

解体対象施設のうち存置する部分（杭の中心、構造物の四隅など）については、その位置、範囲、大きさ等について測量のうえで図面等に記すこと。測量に際しては、ストックヤード整備のため本工事前に実施する測量調査と同じ世界測地系の座標を用いること。

また、存置する地下構造物等については、地盤や既存施設の安定性に支障のない範囲でGL-1.0m程度の範囲を撤去すること。

#### 1-7. 解体後の埋め戻し、整地、片付け清掃等

解体跡のGL以下の部分（ごみピット等の地下空間全て含む）は、敷地北側ストックヤード部分は天端高さをスロープ面に合わせてモルタルで埋戻し、それ以外は全て良質

土で埋戻して舗装せず平地として整地し、後片付け、清掃を行うこと。なお、埋戻しに用いる良質土は購入土を前提とすること。

#### 1-8. 施工計画及び現場管理等

現場調査、実施計画、関連機関への申請、届出及び報告、現場管理等本工事を安全にかつ適正に実施するために必要な全ての施工計画及び現場管理を行うものとする。

#### 1-9. 関係官公署の指導等

設計・施工にあたっては、関係官公庁の指導等に従うこと。指導等を受けた場合、その内容及び対応等を記録して本市へ報告すること。

また、本工事において、所轄労働基準監督署が立入り調査等を行うことがあるので適切に対応すること。これに要する経費については、受注者負担とする。

#### 1-10. 循環型社会形成推進交付金制度への対応

本工事は環境省の循環型社会形成推進交付金制度を財源として実施するものである。受注者は、本市が行う交付金の交付申請及び実績報告に際して、書類作成を含めて全面的に協力すること。また、受注者は、循環型社会形成推進交付金取扱要綱に定める要件等を完備した請負代金額内訳明細書（数量拾い表、代価表含む）を本市との協議に基づいて作成すること。その際、交付金対象事業の範囲と取扱い、準拠する積算要領等については本市の指示に従うこと。

#### 1-11. 官公署等申請への協力

本工事において、本市が関係官庁への認可申請（交付金の申請と実績報告含む）、報告、届出を必要とする場合、受注者は書類作成等について本市に協力し、その経費を負担する。また、現地着工前に受注者側に関係官庁への認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その手続きを受注者側の責任において行い、必要な費用を負担する。なお、完了後は速やかに本市に報告する。特に労働基準監督署の指導には十分厳守すること。

本工事で必要と思われる届出等は次のとおりである

- (1) 解体作業計画届
- (2) 足場設置計画届
- (3) 石綿除去作業計画届
- (4) 特定粉じん排出等作業届
- (5) 再生資源利用促進計画書（実施書）
- (6) 建築物除却届
- (7) その他必要な届出等

### 1-12. 復旧

周辺施設等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は、本市へ報告するとともに、受注者の負担で速やかに復旧すること。

### 1-13. 周辺住民への対応

受注者は、工事にあたって周辺環境の保全に十分に配慮するとともに、周辺住民から工事への苦情等が寄せられた場合には、トラブルが生じないように誠意をもって対応すること。

### 1-14. 損害の賠償等

工事にあたっては、近隣の施設・設備等に損害を与えないよう十分注意し、万が一損害を与えた場合は、受注者において損害賠償を含めて適切に対応すること。

## 第2節 解体工事の実施について

受注者は解体工事の実施に際し、次の留意点及び重要事項を十分認識し工事を行うこと。また、焼却施設の解体工事については、ばく露防止要綱、「廃棄物焼却施設解体作業マニュアル」等、その他建築物の解体工事については「石綿障害予防規則」「廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル」「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」等に従い、適切な作業方法を盛り込んだ『解体工事計画届』を作成し、所轄の労働基準監督署へ届出を行うとともにその写しを本市へ提出するものとする。また、解体作業を行うにあたっては、所轄の労働基準監督署の受領及び指導に従い、追加作業や追加調査測定分析等が生じた場合、全て本工事内に含まれているものとして適切に実施するものとする。このとき発生する追加費用に関しては受注者負担とし、請負金額に関する変更契約は行わない。(スクラップ取得費が高額に発生しても同様に減額変更はしない。)

### 2-1. 一般事項

- (1) 諸保険料は、諸経費に計上(受注者の負担)すること。また、本工事では法定外の労災保険を見込むこと。
- (2) 危険防止には万全を尽くし、事故等のないように十分な体制をもって工事施工を行うこと。
- (3) 解体工事のための車両及び解体廃棄物の運搬車によるこぼれや飛散により、道路を汚染しないよう対策すること。また、必要に応じて交通整理のための誘導員を配置すること。
- (4) 作業員の仮設便所については、衛生を考慮のうえ設置し、作業員にも徹底した衛生指導を行うこと。
- (5) 工事に使用した用水は適切に処理し、敷地外へ排水しないこと。
- (6) 工事の施工に際し、地元及び関係地域等に対して工事計画の説明を行うこととな

- った場合は必要に応じて本市の対応に協力すること。
- (7) 工事期間中の防犯については予防対策を配慮のこと。
  - (8) 工事にあたっては、近隣の建物、構造物、その他の設置物に損害を与えないよう十分注意すること。万一損害を与えた場合は、受注者において損害賠償に応じること。
  - (9) 工事の実施にあたっては、近隣住民の生活に支障となることがないように十分に注意すること。

## 2-2. 解体工法の決定

### (1) ばく露防止要綱に基づくダイオキシン類調査

本工事の施工にあたっては、ばく露防止要綱に基づき空気中のダイオキシン類濃度及び汚染物のサンプリング調査を実施すること。その調査結果及び汚染物の除去状況に基づき管理区域の設定及び解体工法の決定を行うこと。

なお、ダイオキシン類汚染物については、令和7年8月に分析調査を実施している。結果は添付資料4-1のとおりであり、受注者が実施するダイオキシン類汚染物サンプリング調査の参考とすること。

#### ① 空気中のダイオキシン類濃度の測定

作業区域毎に空気中のダイオキシン類の濃度を測定する。測定は解体作業中に少なくとも各1回以上行くと同時に、粉じん濃度の測定も併行して実施する。作業中は粉じん濃度を測定し、環境管理を行うものとする。

なお、焼却施設は稼働停止から1年以上経過していることから、解体作業開始前の測定については省略し、空気中のダイオキシン類濃度については2.5pg-TEQ/m<sup>3</sup>未満とみなしてよい。

#### ② 解体対象設備の汚染物のサンプリング調査

解体対象設備の付着物・堆積物のダイオキシン類調査と、その結果に応じた追加的サンプリングを実施すること。

### (2) 施工計画書の作成

受注者は、解体工事開始前に『解体工事施工計画書』（解体範囲、付着物除去作業方法、付着物除去結果の評価方法、作業の概要、使用する保護具類の内容及び管理の方法、除去した汚染物の管理方法等必要書類を含む）を作成すること。

## 2-3. 安全衛生管理体制

### (1) 作業指揮者

安全な作業を行うため、労働安全衛生規則に定めるところにより化学物質についての知識を有する者の中から作業指揮者を、石綿障害予防規則に定めるところにより石綿除去作業に係る作業主任者を選定し、常時、現場において保護具の着用状況、粉じん発生源の湿潤化の確認等の指揮、監督を行う。また、コンクリート工作物の解体は別途

作業主任者を選任する。その他労働安全衛生法に基づいて安全衛生管理者等の選任、安全協議会の設置及び運営等十分な管理体制にて実施すること。

## (2) 特別教育の実施

### ① ダイオキシン類関係

作業員の安全教育を徹底すること。特にダイオキシン類に対する有害・有毒性の知識、対象施設のダイオキシン類濃度及び管理区分、ばく露防止対策、作業手順、保護具の使用と管理の方法、事故時の緊急措置等について十分な安全教育を実施すること。

特別教育は講習資格者による講習会を開き受講修了者に「講習修了証」を発行し、修了証を持たなければ作業をさせない等の厳重なる措置をとるようにすること。

### ② 石綿関係

受注者は、石綿含有製品の解体に従事する労働者に対し、石綿粉じんの発散の抑制や、保護具の使用方法について教育を行うこと。

## (3) 各種の記録の保存

サンプリング記録、分析結果、呼吸用保護具の使用記録、各作業記録、排気・排水の記録、教育に関する記録、汚染物及び石綿含有製品の搬出量及び適正処理・処分した記録等を保存すること。また、主要な記録は本市に報告すること。

## (4) 作業員の健康管理

本工事に従事する作業員の健康管理を行うこと。万一、事故または保護具等の故障により、ダイオキシン類に汚染された場合、また、ダイオキシン類を吸入したおそれのある場合には遅滞なく医師の診察または適切な処置を行い、必要に応じて血中ダイオキシン類濃度測定を行うこと。これらは全て記録し保存しておくこと。

## 2-4. 解体工事の施工

### 2-4-1. 工事中の車両動線及び仮設

本施設に隣接するリサイクルプラザは本工事期間中も運転を継続するため、本工事の施工にあたっては、リサイクルプラザへの搬入出車両の計量や動線に支障を生じさせてはならない。

また、RDF移送コンベヤ類の撤去に際しては、施設進入路の封鎖が必要であると見込まれることや、リサイクルプラザ用計量機と工事エリアが近接することなどを踏まえ、次に示す動線・仮設計画図を参考に工事計画を見積もること。

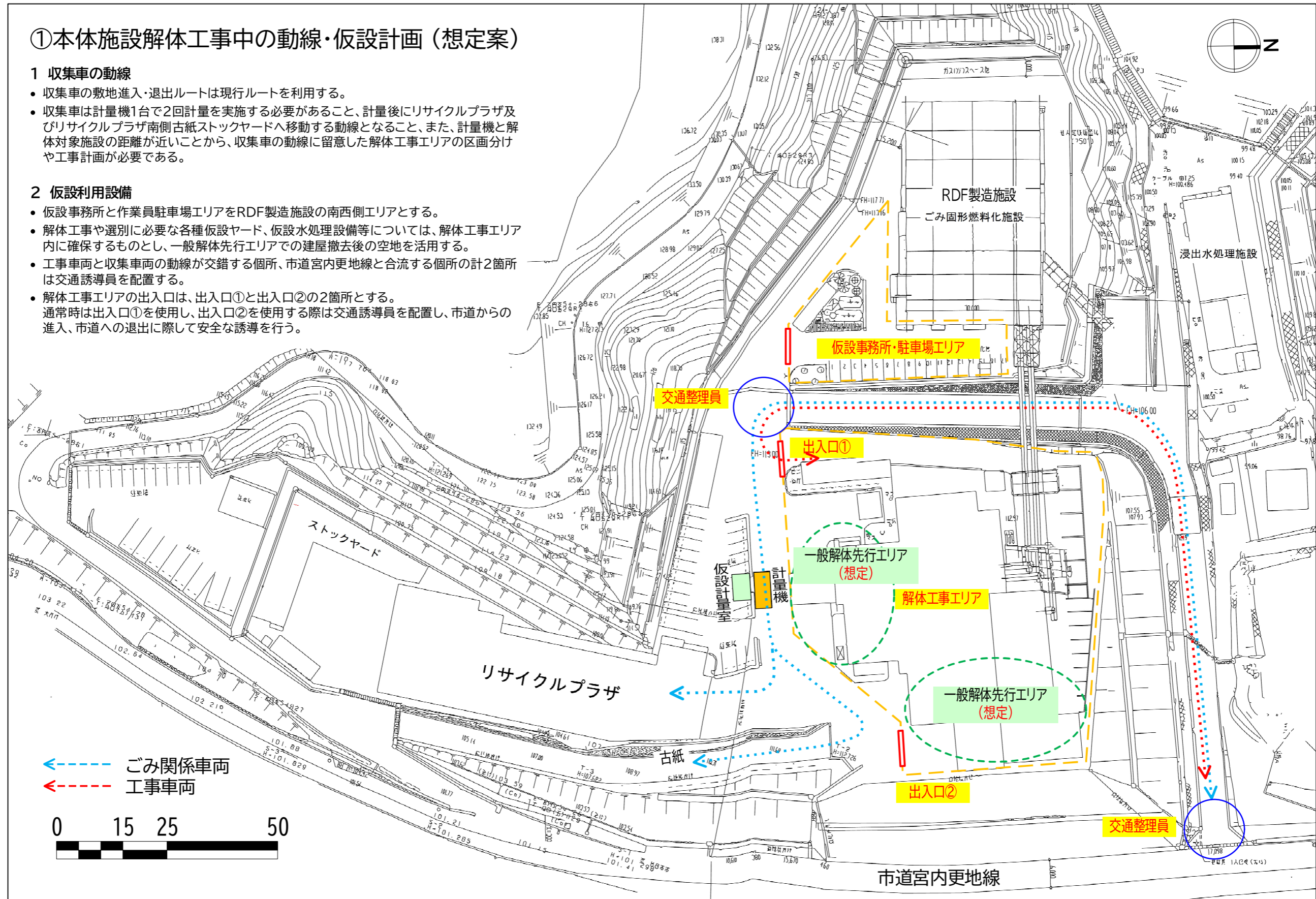
# ①本体施設解体工事中の動線・仮設計画（想定案）

## 1 収集車の動線

- 収集車の敷地進入・退出ルートは現行ルートを利用する。
- 収集車は計量機1台で2回計量を実施する必要があること、計量後にリサイクルプラザ及びリサイクルプラザ南側古紙ストックヤードへ移動する動線となること、また、計量機と解体対象施設の距離が近いことから、収集車の動線に留意した解体工事エリアの区分けや工事計画が必要である。

## 2 仮設利用設備

- 仮設事務所と作業員駐車場エリアをRDF製造施設の南西側エリアとする。
- 解体工事や選別に必要な各種仮設ヤード、仮設水処理設備等については、解体工事エリア内に確保するものとし、一般解体先行エリアでの建屋撤去後の空地を活用する。
- 工事車両と収集車両の動線が交錯する箇所、市道宮内更地線と合流する箇所の計2箇所は交通誘導員を配置する。
- 解体工事エリアの出入口は、出入口①と出入口②の2箇所とする。通常時は出入口①を使用し、出入口②を使用する際は交通誘導員を配置し、市道からの進入、市道への退出に際して安全な誘導を行う。



## ②RDF移送コンベヤ解体工事中の動線・仮設計画（想定案）

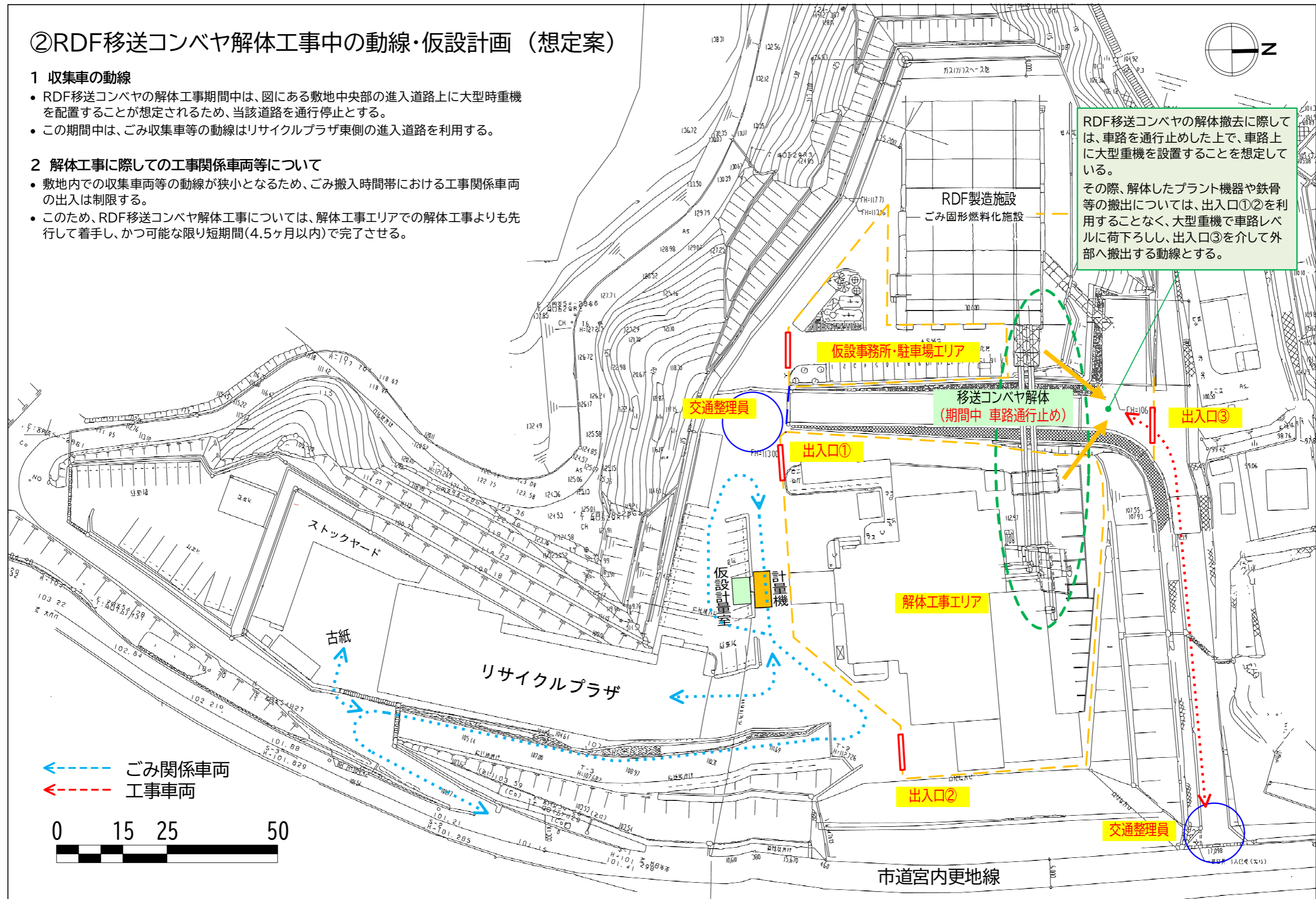
### 1 収集車の動線

- RDF移送コンベヤの解体工事期間中は、図にある敷地中央部の進入道路上に大型時重機を配置することが想定されるため、当該道路を通行停止とする。
- この期間中は、ごみ収集車等の動線はリサイクルプラザ東側の進入道路を利用する。

### 2 解体工事に際しての工事関係車両等について

- 敷地内での収集車両等の動線が狭小となるため、ごみ搬入時間帯における工事関係車両の出入は制限する。
- このため、RDF移送コンベヤ解体工事については、解体工事エリアでの解体工事よりも先行して着手し、かつ可能な限り短期間(4.5ヶ月以内)で完了させる。

RDF移送コンベヤの解体撤去に際しては、車路を通行止めした上で、車路上に大型重機を設置することを想定している。  
 その際、解体したプラント機器や鉄骨等の搬出については、出入口①②を利用することなく、大型重機で車路レベルに荷下ろしし、出入口③を介して外部へ搬出する動線とする。



## 2-4-2. プラント設備解体

### (1) 汚染物の除去

ダイオキシン類に汚染された区域のプラント設備については、『解体工事施工計画書』に従い、堆積汚染物等の取り出し（水散布、バキューム吸引等）及び付着物除去（高圧水洗浄、湿式ブラスト処理等）を行う。

解体工事は、設備内の堆積物（焼却灰、集じん灰等）、残渣、貯留水、廃油等を先に取り出し、次に、洗浄等によりコンクリート面、鉄材料表面、耐火物表面等に付着物を残さないよう除去作業を実施したのちに行うこと。設備の中のみでなく、外表面や付属機器及び建屋の鉄骨部、床、壁等に付着している汚染物も除去し、必要に応じて二次除染を実施すること。

作業場所は粉じんの発生を防止するため常に湿潤状態を維持管理し、除去作業に使用した水は、集水したうえで排水処理を行い、排水処理後の排水を産業廃棄物として処分するか、直接産業廃棄物として処分すること。更に、外部への飛散・拡散防止、作業員への影響、周辺地域への影響がないように密閉養生し換気、除じん等に留意すること。

なお、排水処理後の排水については放流しない方針とするため、産業廃棄物として処理費用を低減するため、極力排水量の少ない除染方法とすること。

### (2) 付着物の除去結果の確認・記録

付着物の除去作業が完了したのち、付着物除去結果の検査（目視確認）を行うとともに、付着物除去後のダイオキシン類の測定（汚染物のサンプリング調査箇所）、結果の記録、除去前後の写真撮影、評価記録を作成すること。

ただし、付着物除去後サンプルの採取が不可能である場合及び汚染物のサンプリング調査結果が250pg-TEQ/g以下の場所のダイオキシン類の測定は必要ない。

### (3) 解体作業

解体作業場の管理区分に基づき、『解体工事施工計画書』に定められた方法により解体作業を行う。作業場所の粉じん飛散防止、防音等のための仮設、養生を行い、発じん防止対策、防音対策等に十分留意すること。

解体作業においては、原則として溶断等の加熱作業は行わないこと。また、原則としてレンガ、キャストブル、ライニング材を先に解体撤去し、次いで、躯体及び構造材を解体するものとする。

焼却灰、集じん灰及び除去した汚染物は密封容器等に入れて、他の解体物とは別にしておくこと。汚染物の一時保管、処理等で使用する場所はコンクリートあるいは鉄板等を敷き、シート等で囲み、こぼれた汚染物が土壌に浸透したり、飛散したりしないようにすること。

#### (4) その他

- ① 添付資料 4-1 のダイオキシン類汚染物調査結果及び受注者が行うダイオキシン類汚染物事前調査結果を用いて、管理区域の決定及び保護区の選定を行い、解体工法の詳細な検討を行うこと。ただし、設備の内部での付着物除去作業は、管理区域に関係なく全てレベル3の防護基準とすること。
- ② 付着物除去作業及び機械設備解体作業を行う場合には、作業区域を設定し、その作業区域毎に、屋内の場合は、建屋隙間の目張り、シール等による密閉隔離または仮設構造物による密閉隔離すること。また、屋外設備の場合には、当該箇所を仮設構造物（壁・天井等も含む）、防塵防音パネル又は、ビニールシート養生により密閉隔離すること。
- ③ 管理区域内の作業場所では内部を負圧（換気回数は4回/hを標準）にすると共に、換気装置、プレフィルター、HEPA フィルター及びチャコール（活性炭）フィルター等により適切な処理を行った上で、排出基準（ダイオキシン類大気環境基準）に従い、区画外へ排気すること。
- ④ 作業中の粉じん濃度は、常時測定し、報告及び記録すると共に、異常があった場合には、直ちに対策を講じること。
- ⑤ パッキン類及び建築機械設備のうち污水管、雑排水管・通気管の露出部は、非飛散性アスベストとして見積もること。また、その他、石綿含有建材の可能性がある建材については、調査の上必要な飛散防止対策、保護具の着用、作業方法、処分方法等について関連法令に従い解体工事を行うこと。
- ⑥ ダイオキシン類分析結果等は関係する作業員に周知すること。
- ⑦ 防護服、各種保護具類は各作業管理区域に決められたレベルの保護具類を使用し、作業前及び作業中の着用状況を確認すること。
- ⑧ 汚染された作業服、保護具の保管、管理を徹底し、汚染物が付着した保護具等を外部へ持ち出しすることを禁止すること。飛散防止を徹底し、作業場の換気、作業場への出入り時の汚染物の除去（エアーシャワー、シャワー、靴付着物除去用設備等）、保護具等の着脱等は、ばく露防止要綱に従い計画し実施すること。
- ⑨ 作業区域を設定している仮設構造物の中は、飛散した汚染物が土壤に染み込まないような対策を行うこと。

#### 4-2-3. その他設備解体

- (1) ダイオキシン類に汚染されていない区域の設備については、本市と協議の上、先行して解体を行ってよい。
- (2) 電気品について PCB 含有製品の有無について調査し、PCB 含有機器が発見された場合においては、本市が指定する場所へ保管基準に必要な措置を講じ保管すること。なお、焼却施設受変電設備の変圧器 2 台については令和 2 年度に本市において絶縁油の調査を実施しており、その結果は表 10 のとおりである。

表 10 変圧器絶縁油 PCB 分析結果

機器情報					分析結果	
機器	メーカー	形式	製造番号等	製造年	濃度 mg/kg	判定
動力用三相変圧器 750kVA	四変テック	SP-10977	7226801	1989 年	0.15 未満	—
動力用三相変圧器 500kVA	高岳製作所	ST-W	ZT88003220	1989 年	8.3	低濃度 PCB

(4) 空調設備等について、解体工事前にフロン類を使用している製品の有無を調査し、調査結果を書面にて本市に報告すること。また、フロン類使用製品が確認された場合は、関係法令等に従って専門業者に引渡し、適正な回収・処分を行うとともに、本市に回収証明書等の写しを提出すること。

#### 4-2-4. 建屋解体

- (1) プラント設備解体撤去後に建築構造物の解体撤去を行うこと。
- (2) 石綿含有建材等の解体にあたっては、解体工事前に飛散性及び非飛散性アスベストの有無を確認する事前調査を行い、調査結果の報告及び届出を行うこと。また、事前調査結果を基に、石綿含有建材のレベルに応じた作業区域及び隔離・養生の設定、適切な保護具の選定、測定調査、解体方法・手順等の作業計画を策定すること。なお、令和 7 年 8 月に石綿含有建材の状況調査を実施している。結果は添付資料 4-2 のとおりであり、作業計画の策定及び受注者が行う石綿事前調査の参考とすること。

#### 2-4-5. 付帯設備及び外構

アスファルト舗装、雨水集排水設備、植栽等の敷地内外構設備は全て解体対象外とする。解体工事において一時的に破損した場合は、原状復帰すること。なお、アスファルト舗装については、地下埋設物の撤去に伴い破損した箇所は原状復帰せず 1-7. に準じて整地してよいが、土砂の流出が懸念される場合は部分復旧を行うこと。また、必要に応じて鉄板敷き等による保護を行うなど損傷範囲の抑制に努めること。

#### 2-5. 環境調査

解体工事が周辺へ及ぼす影響を確認するため、本施設と施設外との境界付近にて、以下の環境調査を行うこと。

##### (1) ダイオキシン類

ダイオキシン類の飛散状況を確認することを目的として、工事施工前（土壌ブランク試験 1、大気 4 箇所程度）、工事施工中（大気 4 箇所程度）及び工事施工後（土壌 4 箇所程度）に調査を実施すること。環境調査用の土壌については、標準土壌として持込土壌を用いることとする。

##### (2) 騒音・振動

騒音規制法及び振動規制法における特定建設作業に係る規制を満足しているか確認す

ることを目的として、工事施工中のうち特定建設作業の種類ごとに1回以上調査を実施すること。また、必要に応じて工事施工前に暗騒音の測定を行うこと。

表 11 環境調査

	ダイオキシン類 (土壌)	ダイオキシン類 (大気)	騒音・振動
工事施工前	○	○	△
工事施工中		○	○
工事施工後	○		

## 2-6. 汚染物及び解体廃材の処分

### (1) 排水処理

付着物除去作業において高圧洗浄または湿式ブラスト処理等に使用した後の排水、汚染物の付着した工具・保護具等を洗浄した水、洗濯排水等の解体工事で使用した排水については、解体現場内で仮設の水処理施設等において処理を行うこと。処理水については、一時保管した後に除染工事などに可能な限り再利用を図ること。

仮設水処理施設での処理水のうち余剰水または未処理の排水を産業廃棄物として処理する場合は、基準項目について分析した後に、産業廃棄物または特別管理産業廃棄物として適切に処分すること。また、排水処理の沈殿物は、基準項目について分析した後に、産業廃棄物または特別管理産業廃棄物として適切に処分すること。

### (2) ダイオキシン類汚染物

焼却灰、集じん灰等及び汚染物除去作業で除去された汚染物については、ダイオキシン類等の汚染状況に応じて適切に区分して特別管理産業廃棄物としての中間処理や、管理型最終処分場にて埋立処分を行うこと。汚染物については、必要に応じて仮設設備を用いた重金属類溶出防止措置(キレート処理等)を施したうえでドラム缶等の密閉容器に保管し、外部に搬出すること。また、外部への搬出にあたっては、あらかじめ汚染物の重金属類の溶出試験、ダイオキシン類の測定等を同一種類毎に実施し、分析結果を確認のうえ搬出すること。

残灰(焼却灰や集じん灰)や付着物については、解体工事に伴って発生する廃棄物とし、産業廃棄物または特別管理産業廃棄物として適正に処分すること。

なお、令和7年8月に焼却灰、集じん灰等の重金属類溶出試験を実施している。結果は添付資料4-3のとおりであり、工事計画検討の参考とすること。

### (3) 解体廃材

解体廃棄物は、全て受注者の責任において産業廃棄物として場外へ処分及び再資源化を行うこと。廃棄物処理業者の選定においては、登録許可等の確認を行い、廃棄物が適正に処分されるようマニフェスト等必要な書類を提出させること。

#### ① 耐火物

耐火物等はすべて産業廃棄物として場外で適正に処分すること。なお、耐火物は重

金属類を含有する場合があるので、分析の結果に応じて、重金属類が基準値を超える場合には不溶化处理等をしたのち、産業廃棄物として場外処分とする。耐火物を場外搬出する場合には、あらかじめ重金属類の溶出試験、ダイオキシン類の測定等を実施し、その結果に応じて、処分先及び処分方法を決定すること。耐火物は、原則として管理型最終処分場で処分すること。

② コンクリートがら

コンクリート類は極力リサイクルするよう努めること。ただし、焼却施設及び煙突部での解体工事で発生したコンクリートがらについては、ダイオキシン類及び重金属類を測定し、ダイオキシン類濃度が環境基準の調査指標値 250pg-TEQ/g 以下で、かつ、重金属類が土壤汚染対策防止法の土壤環境基準値以下であるならば、リサイクルすることが可能であるが、その基準値を超える場合には、その濃度により、埋立処分等産業廃棄物として適切に処分すること。

また、本工事で発生したコンクリートがらは、本工事での埋戻しに利用してはならない。

③ 廃鉄材

④ 機械類

⑤ 設備に残留する廃液（廃薬品）、廃油、汚水類は解体前に点検し、先に取り出し産業廃棄物として処分すること。

⑥ アスベスト類

⑦ 廃木材等

⑧ 解体施設の設備内やそのまわりに残存している残渣

⑨ 汚染した防護服、保護具等

## 2-7. その他の工事条件

- (1) 工事に必要な電気、用水は受注者にて仮設し、使用料金を含めて受注者の負担とする。
- (2) 工事のために必要となる現場ハウス、資材置き場等については、本市と協議の上、決定するものとする。
- (3) 解体工事エリアに仮設囲い（パネル1.8m以上）を設けること。
- (4) 工事時間は原則として昼間のみとし、夜間作業は行わないものとする。また、原則として土日を休日とする週休二日（4週8閉所）で工事を行うこと。ただし、リサイクルプラザの運転に影響を与えないため、やむを得ず土日に工事を実施する必要がある場合は本市と協議及び調整の上、実施可能とする。
- (5) 工事作業員の脱衣所、休憩所、便所等は全て受注者が仮設するものとする。
- (6) 関係機関への申請、届け出事項は原則として受注者において実施または代行とし、それに要する費用は受注者の負担とする。
- (7) 解体工事においては、解体工事着工前、解体工事完了後をはじめ、各作業工程及び作業区分毎に工事写真を撮影すること。また、付着物除去作業においても同様とする。
- (8) 必要な事項については、書面にて報告すること。また、打ち合わせを行った場合に

- は、速やかに打ち合わせ記録を作成し提出すること。
- (9) 本工事に必要な測定分析は、全て受注者の責任において実施すること。
- (10) 施設内の書類及び固定されていない什器・備品等は解体工事前に撤去するが、なお施設内に残留するものの取り扱いについては、次のとおりとする。
- ① 家電リサイクル法等の法令対象品目については、敷地内の本市指定場所に運搬・集積し、本市へ引き渡すこと。
  - ② 机や椅子など一般廃棄物に該当するものは、敷地内の本市指定場所に運搬・集積し、本市へ引き渡すこと。
  - ③ 上記以外の残留物（プラント設備の予備品等含む）については、産業廃棄物として適正に処理・処分・再資源化すること。
- (11) 工事中の立会確認時には、監督員用のダイオキシン類ばく露防止用保護具を用意すること。（防護服、エアラインマスク、化学防護靴、化学防護手袋等）

### 第3節 提出図書

#### 3-1. 工事実施時の提出書類

次の書類を提出すること。部数は3部程度とするが、工事実施時に本市と協議により決定する。

- (1) 請負代金額内訳明細書（数量拾表や代価表等の根拠資料を含む。なお諸経費の算定については循環型社会形成推進交付金交付取扱要領に基づき行うこと）
- (2) 工事仕様書
- (3) 計画届け出書
- (4) 解体工事施工計画書：労働基準監督署の指示する内容を明記
- (5) 各作業の詳細施工要領書及びダイオキシン類ばく露防止対策
- (6) 各種測定分析報告書
- (7) 汚染物除去の記録簿（写真も含む）
- (8) 解体廃棄物の処理処分の実施報告書
- (9) 工事写真（作業前、作業中、作業後、処理・処分状況、仮設設備等）
- (10) 工程表
- (11) 各種届け出書及び許可書
- (12) 各種施工記録（保護具の使用記録、各作業記録、教育に関する記録等）
- (13) その他指示する書類

以 上